

○会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針の改正について

（ 2 0 2 1 年 1 月 2 2 日
全 国 株 懇 連 合 会 理 事 会 決 定 ）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）（以下、あわせて「改正会社法」という。）ならびに「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年法務省令第52号。以下、「改正省令」という。）が2021年3月1日に施行されること等に伴い、改正会社法ならびに改正省令の施行を条件として、別紙のとおり、「定款モデル」、「事業報告モデル」、「招集通知モデル」、「株主総会参考書類モデル」、「決議通知モデル」、「株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針」を改正することとします。

改正を行う各種モデルならびに事務取扱指針の主な改正内容およびその理由は、下記1. のとおりです。

なお、事業報告および株主総会参考書類の作成については、下記2. のとおり経過措置が設けられているため、事業報告モデルおよび株主総会参考書類モデルの利用にあたってはご注意ください。

記

1. 各種モデルならびに事務取扱指針等の主な改正内容およびその理由

(1) 定款モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第37条の剰余金の配当等の決定機関について、株主総会の決議を排除しない規定ぶりに変更。	株主総会決議を排除する定款規定(会社法第460条第1項)については、機関投資家等より当該規定の削除に関する株主提案がなされることもあるなど、株主との建設的な対話の観点から、株主総会決議を排除しないモデルが望ましいと考えられるため。
2	【補足説明】31. で、第37条の改正内容および改正理由を記載。	上記のとおり。

(2) 事業報告モデル

No.	改正内容	改正理由
1	1. 企業集団の現況に関する事項、(6) 重要な親会社および子会社の状況、①親会社との関係に、親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要の記載を追加。	会社法施行規則(以下「施行規則」という)120条1項7号の改正により、親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要の記載が求められるため。【補足説明】1.(6)についても同趣旨。
2	2. 会社の株式に関する事項に「(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」の見出しを設け、当該事業年度中に会社役員に交付した株式の状況の記載を追加。	施行規則122条1項2号の新設により、会社役員に職務執行の対価として交付した株式の状況に関する記載が求められるため。【補足説明】2.(4)についても同趣旨。
3	3. 会社の新株予約権等に関する事項、(1)、(2)の見出しに「職務執行の対価として交付した」旨を追加。	2.(4)の見出しとのバランスから追加するもの。【補足説明】3.(1)、(2)についても同趣旨。
4	4. 会社役員に関する事項に「(3) 補償契約の内容の概要」の見出しを設け、補償契約の内容の概要の記載を追加。	施行規則121条3号の2から3号の4の新設により、補償契約の内容の概要等の記載が求められるため。【補足説明】4.④、(3)、6.についても同趣旨。
5	4. 会社役員に関する事項に「(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」の見出しを設け、役員等賠償責任保険契約の内容の概要の記載を追加。	施行規則119条2号の2、121条の2の新設により、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等の記載が求められるため。【補足説明】5.6.についても同趣旨。
6	4. 会社役員に関する事項、(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等に会社役員の種類別の報酬等の総額、種類別の報酬等に関する事項、報酬等についての定款または株主総会の定め、取締役の報酬等の決定方針等、取締役を除く各会社役員の種類別の報酬等の決定方針、取締役を除く各会社役員の種類別の報酬等の決定方針、取締役会から委任を受けた者が個人別の報酬等の内容の全部または一部を決定した旨等の記載を追加。	施行規則121条4号、124条5号の改正、121条5号の2から6号の3の新設により、会社役員の種類別の報酬等の総額、種類別の報酬等に関する事項、報酬等についての定款または株主総会の定め、取締役の報酬等の決定方針等、取締役を除く各会社役員の種類別の報酬等の決定方針、取締役を除く各会社役員の種類別の報酬等の決定方針、取締役会から委任を受けた者が個人別の報酬等の内容の全部または一部を決定した旨等の記載が求められるため。【補足説明】4.⑤、⑦～⑫、(4)についても同趣旨。
7	4. 会社役員に関する事項、(6) 社外役員に関する事項、①に「(エ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」の見出しを設け、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要の記載を追加。	施行規則124条4号ホの新設により、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要の記載が求められるため。【補足説明】4.(5)④についても同趣旨

8	【補足説明】4.(5)④に、会社法348条の2に基づき社外取締役役に業務執行を委託した場合の記載を追加。	会社法348条の2の新設により、社外取締役に對する業務執行の委託が可能になったため、当該業務執行の委託を行った場合には、施行規則124条4号に基づいて当該業務執行の委託に関する事項を記載することが考えられるため。
9	【補足説明】4.(5)社外取締役および社外監査役に関する事項で、社外取締役を置くことが相当でない理由に関する記載を削除。	施行規則124条2項、3項の削除により、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載は不要になったため。
10	【補足説明】■監査等委員会設置会社の記載例について上記2.から7.に関する改正を反映	監査等委員会設置会社についても、上記2.から7.に関する改正の影響があるため。
11	その他条文の変更等による項番、条数の修正等。	—

(3) 招集通知モデル

No.	改正内容	改正理由
1	招集通知本文中の「ご出席くださいますよう」を削除し、「当日ご出席願えない場合は、」を「当日ご出席されない場合は」に変更。	新型コロナウイルス感染症(以下、その他の感染症を含め、単に「感染症」という。)の感染拡大を踏まえ、出席要請を削除するもの。 【補足説明】の記載例について同趣旨。
2	議決権行使ウェブサイトの「http」を「https」に修正。	議決権行使ウェブサイトの実態に合わせるため。【補足説明】の記載例についても同趣旨。
3	第6号議案「退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件」、第7号議案「役員賞与の支給の件」、第9号議案「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」の削除、第8号議案(改正後の第6号議案)を「取締役の報酬額改定の件」に変更。	株主総会参考書類モデルの改正と平仄を合わせるため。
4	【補足説明】(5)招集通知本文中で、出席要請等に関する説明を記載。	感染症の感染拡大を踏まえたもの。(8)⑥についても同趣旨。
5	【補足説明】(8)⑤インターネットによる議決権行使の案内で、書面投票と電子投票が重複行使された場合の取り扱いについて、後達優先とする別案を記載。	別案を採用する会社もあるため。
6	【補足説明】(8)に「⑧その他来場にあたっての留意事項」の見出しを設け、株主に伝えておくべ	感染症の感染拡大を踏まえたもの。

	き事項があれば記載することが考えられる旨を記載	
7	【補足説明】■監査等委員会設置会社の狭義の招集通知記載例について、上記1.を反映	監査等委員会設置会社についても同様であるため。
8	「議決権行使書」、「議決権行使書用紙」、「議決権行使書面」の用語の統一等	—

(4) 株主総会参考書類モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第2号議案 取締役○名選任の件、以下のとおり変更。 ・「選任理由」の見出しを「選任理由および期待される役割の概要」に変更し、期待される役割の概要を記載。 ・注として補償契約の内容の概要を記載。 ・注として役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載。	・施行規則74条4項3号の新設により、社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要の記載が求められるため。【補足説明】第2号議案3.(3)について同様。 ・施行規則74条1項5号の新設により、補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、補償契約の内容の概要の記載が求められるため。【補足説明】第2号議案1.(4)について同様。 ・施行規則74条1項6号の新設により、役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、役員等賠償責任保険契約の内容の概要の記載が求められるため。【補足説明】第2号議案1.(5)について同様。
2	第3号議案 監査役○名選任の件、以下を変更。 ・注として補償契約の内容の概要を記載。 ・注として役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載。	・施行規則76条1項7号の新設により、補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、補償契約の内容の概要の記載が求められるため。【補足説明】第3号議案1.(7)について同様。 ・施行規則76条1項8号の新設により、役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、役員等賠償責任保険契約の内容の概要の記載が求められるため。【補足説明】第3号議案1.(8)について同様。
3	第4号議案 補欠監査役1名選任の件、以下を変更。 ・注として補償契約の内容の概要を記載。 ・注として役員等賠償責任保険契	・施行規則76条1項7号の新設により、補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、補償契約の内容の概要の記載が求められるため。 ・施行規則76条1項8号の新設により、

	約の内容の概要を記載。	役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、役員等賠償責任保険契約の内容の概要の記載が求められるため。
4	第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件を削除。	近年、取締役の報酬制度が多様化しており、株主総会で付議される取締役報酬議案も一律ではないことを踏まえ、「取締役の報酬額改定の件」以外の議案は削除するもの。
5	第7号議案 役員賞与の支給の件を削除。	近年、取締役の報酬制度が多様化しており、株主総会で付議される取締役報酬議案も一律ではないことを踏まえ、「取締役の報酬額改定の件」以外の議案は削除するもの。
6	第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件、以下を変更。 ・「相当とする理由」を記載。 ・議題を「取締役の報酬額改定の件」に変更。	・会社法361条4項の改正により、取締役の確定額報酬に係る議案についても「相当とする理由」の説明が求められ、施行規則73条1項2号により、「相当とする理由」の記載が求められるため。【補足説明】第6号議案(4)について同様。 ・上記に伴い、監査役の報酬額改定は別議案での付議が想定されるため、当該部分は削除するもの。
7	第9号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件を削除。	近年、取締役の報酬制度が多様化しており、株主総会で付議される取締役報酬議案も一律ではないことを踏まえ、「取締役の報酬額改定の件」以外の議案は削除するもの。
8	【補足説明】第2号議案2.3.と第3号議案2.3.で候補者と親会社等などとの関係につき、記載対象期間を5年から10年に変更。	施行規則74条3項3号、4項7号ロ・ハ、74条の3第3項3号、4項7号ロ・ハ、76条3項3号、4項6号ロ・ハの改正に伴い変更するもの。
9	【補足説明】第2号議案4.の社外取締役を置くことが相当でない理由の記載を削除。	施行規則74条の2の削除に伴い、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載は不要になったため。
10	【補足説明】第2号議案■監査等委員会設置会社の記載例について上記1.に関する改正を反映。	監査等委員会設置会社の取締役(監査等委員であるものを除く)の選任議案についても同様であるため。
11	【補足説明】第3号議案■監査等委員会設置会社の記載例について上記1.に関する改正を反映。	監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役の選任議案についても同様であるため。
12	【補足説明】第5号議案(6)、(7)を追加し、補償契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載。	施行規則77条6号、7号の新設により、補償契約を締結しているときまたは補償契約を締結する予定があるときは、補償契約の内容の概要の記載が、役員等賠償責任保険契約締結しているときまたは役員等

		賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、役員等賠償責任保険契約の内容の概要の記載が、それぞれ求められるため。
13	【補足説明】改正後の第6号議案（1）について記載を追加。	会社法361条が改正され、非金銭報酬について決議すべき事項が明確化されたことから、これを反映するため。
14	その他、議題の削除に伴う議題の号数の繰り上がり等	—

（5）決議通知モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第6号議案「退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件」、第7号議案「役員賞与の支給の件」、第9号議案「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」の削除、第8号議案（改正後の第6号議案）を「取締役の報酬額改定の件」に変更。	株主総会参考書類モデルの改正と平仄を合わせるため。
2	その他、議題の削除に伴う議題の号数の繰り上がり等	—

（6）株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針

No.	改正内容	改正理由
1	指針2（1）、事前通知書の押印に関する記載を削除。	不統一行使に係る事務簡素化のため。
2	指針2（2）、議決権行使書に添付する書類と議決権行使書等への割印に関する記載を削除。	不統一行使に係る事務簡素化のため。
3	様式1、事前通知書様式から押印に関する記載を削除。	不統一行使に係る事務簡素化のため。
4	様式2、議決権行使書等への割印に関する記載を削除。	不統一行使に係る事務簡素化のため。

※ 本指針では、不統一行使に関する事前通知書の様式を定めているが、これは不統一行使の事前通知を書面に限定することを意味していない。全国株懇連合会としては、この点を明確にするための改正も予定しているが、本年の総会繁忙期まで十分な時間がなく、不統一行使に関する事務に無用の混乱を招くことがないように、当該改正は本年6月総会終了後にあらためて行うものとする。不統一行使事前通知の電子化については、当該事務の当事者となる機関投資家等（常任代理人）および株主名簿管理人の間で、その可否を含めた十分な検討が行わ

れることを期待している。

2. 事業報告および株主総会参考書類に係る経過措置

(1) 事業報告に係る経過措置は以下のとおりである。

① 補償契約・役員等損害賠償責任保険契約に関する事項（施行規則 119 条 2 号の 2、121 条 3 号の 2～3 号の 4、121 条の 2、125 条 2 号～4 号、126 条 7 号の 2～7 号の 4）

改正省令附則 2 条 10 項に基づき、施行日以後に締結された補償契約および役員等賠償責任保険契約について適用することとなる。

したがって、2021 年 3 月 1 日以後に補償契約・役員等賠償責任保険契約を締結（更新を含む。以下同じ）した場合、当該契約を締結した日の属する事業年度に係る事業報告から記載が必要となる（2021 年 3 月決算会社から記載が必要となり得る）。

また、事業年度末経過後、事業報告作成時までに補償契約・役員等賠償責任保険契約を締結した場合は、会社役員に関する重要な事項（施行規則 121 条 11 号）等として記載することが考えられる。

② 親会社との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等に関する事項、会社役員の報酬等に関する事項（改正省令により拡充されたもの）、社外取締役が期待される役割に関して行った職務に関する事項（施行規則 120 条 1 項 7 号、121 条 4 号・5 号の 2～6 号の 3、122 条 1 項 2 号、123 条 1 号、124 条 4 号ホ）

改正省令附則 2 条 11 項に基づき、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載は、なお従前の例によることとなる。

したがって、2021 年 2 月決算会社までは、なお従前の例によることとなり、2021 年 3 月決算会社から上記各事項の事業報告への記載が必要となる。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由（改正前の施行規則 124 条 2 項）

改正省令附則 2 条 11 項に基づき、施行日以後にその末日が到来する事業年度

のうち最初のものに係る株式会社の事業報告の記載は、なお従前の例によることとなる。

したがって、2022年2月決算会社までは、事業年度末日において監査役会設置会社（大会社に限る）かつ有価証券報告書提出会社である会社が社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載が必要となる。

(2) 株主総会参考書類に係る経過措置は以下のとおりである。

① 補償契約・役員等賠償責任保険契約に関する事項（施行規則74条1項5号・6号、74条の3第1項7号・8号、77条6号・7号）

改正省令附則2条6項に基づき、施行日以後に締結される補償契約・役員等賠償責任保険契約について適用することとなる。

したがって、2021年3月1日以後に開催される株主総会に係る株主総会参考書類に関し、補償契約については、株主総会参考書類作成時において候補者と株式会社との間で補償契約を締結しているときまたは締結する予定があるときに記載が必要となり、同様に、役員等賠償責任保険契約については、株主総会参考書類作成時において候補者が被保険者に含まれることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しているときまたは締結する予定があるときに記載が必要となる。

また、改正会社法施行前に役員等賠償責任保険契約を締結済の場合、当該役員等賠償責任保険契約は、株主総会参考書類への記載を要しないため、施行後最初の株主総会については、「締結する予定があるとき」に記載が必要となる。役員等賠償責任保険契約は、通常1年更新であることから、「締結する予定があるとき」とは、株主総会参考書類作成時において、次回更新時に候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を更新する予定があることを指すことになる。この場合の記載例は以下のとおりである。

記載例

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる…の損害を当該保険契約により填補すること

としております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

② 取締役・社外取締役・監査役・社外監査役候補者と親会社等などとの関係（改正省令により拡充されたもの）（施行規則 74 条 3 項 3 号・4 項 7 号ロ・ハ、74 条の 3 第 3 項 3 号・4 項 7 号ロ・ハ、76 条 3 項 3 号・4 項 6 号ロ・ハ）

改正省令附則 2 条 7 項に基づき、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会または種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとなる。

したがって、2021 年 3 月決算以後の定時株主総会から株主総会参考書類への記載（記載期間の伸長）が必要となる（各決算期について当該定時株主総会の前に開催される臨時株主総会等は対象外）。

③ 社外取締役候補者が果たすことが期待される役割の概要、取締役の報酬等の額を相当とする理由（改正会社法により拡充されたもの）（改正会社法 361 条 4 項、施行規則 73 条 1 項 2 号、74 条 4 項 3 号、74 条の 3 第 4 項 3 号）

改正省令附則 2 条 9 項に基づき、施行日前に招集の手続が開始された株主総会または種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとなる。

したがって、2021 年 3 月 1 日以後に招集の手続が開始された株主総会または種類株主総会に係る株主総会参考書類から記載が必要となる。「招集の手続が開始された」時点とは、株主総会参考書類記載事項が取締役会決議によって決定された時点を指すと解され、一般的な事務日程を想定すると、2021 年 4 月総会会社から適用になると考えられる。

なお、取締役の報酬等の額を相当とする理由の説明（改正会社法 361 条 4 項）は、2021 年 3 月 1 日以後に開催される株主総会から必要となる点に留意を要する。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由（改正前の施行規則 74 条の 2）

改正省令附則 2 条 7 項に基づき、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会または種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとなる。

したがって、2021 年 3 月決算以後の定時株主総会から株主総会参考書類への記載は不要となる。

以 上